

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第10節 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 (加工組立減税に係る輸出原材料の輸出の手続)</p> <p>8—4 法第8条第1項の規定により、加工組立減税を受けようとする場合における輸出原材料の輸出の手続については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 令第22条第2項に規定する「加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」は、契約書、注文書、委託先との往復文書その他加工又は組立てのため原材料を輸出することが明らかになる書類<u>又はそれらの写し</u>（以下「契約書等」という。）とし、2通（<u>提出用</u>、<u>返付用</u>）を提出するものとし、確認したときは、うち1通（<u>返付用</u>）を申告者に返付し、他の1通（<u>提出用</u>）は返付用と照合のうえ、確認申告書とともに保管する。なお、1契約に係る輸出原材料が分割又は継続して輸出される場合においては、2回目以降の輸出申告の際には、契約書等の<u>返付用の提示</u>をもってその提出に代えて差し支えない。</p> <p>また、契約書等が提出される場合には、確認申告書のうち「契約実績表（総括）（P—7700号—2）」及び「契約実績表（個別）（P—7700号—3）」の提出は要しないので留意する。</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> | <p>第10節 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 (加工組立減税に係る輸出原材料の輸出の手続)</p> <p>8—4 法第8条第1項の規定により、加工組立減税を受けようとする場合における輸出原材料の輸出の手続については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 令第22条第2項に規定する「加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」は、契約書、注文書、委託先との往復文書その他加工又は組立てのため原材料を輸出することが明らかになる書類（以下「契約書等」という。）とし、2通（原本、<u>写し</u>）を提出するものとし、確認したときは、うち1通（原本）を申告者に返付し、他の1通（<u>写し</u>）は原本と照合のうえ、確認申告書とともに保管する。なお、1契約に係る輸出原材料が分割又は継続して輸出される場合においては、2回目以降の輸出申告の際には、契約書等の提示をもってその提出に代えて差し支えない。</p> <p>また、契約書等が提出される場合には、確認申告書のうち「契約実績表（総括）（P—7700号—2）」及び「契約実績表（個別）（P—7700号—3）」の提出は要しないので留意する。</p> <p>(4)～(6) (同左)</p> |